

島本町職員キャリアリターン採用試験 参考資料

働き方改革・休暇制度など



○ 窓口開庁時間の短縮

事務処理時間の確保や長時間労働の抑制、業務効率化等による労務環境改善を目的に、窓口開庁時間を「午前 9 時～午後 5 時 30 分」から「午前 9 時～午後 5 時」に短縮

令和8年
5月1日から

○ 時差出勤制度の導入

育児・介護等の家庭との両立、通勤の緩和、定時以降の業務への対応等を目的に、通常の勤務時間(午前 9 時～午後 5 時 30 分)以外に、午前 7 時からや午後 0 時 45 分からなど、10 パターンの勤務開始時間が選択可能(公務に支障がない場合に限る)

毎月
60 名～80 名
が利用

○ テレワーク制度の導入

育児・介護等の家庭との両立、オンライン研修の受講、集中して作業が必要な際などに、テレワークにより業務実施

毎月
30 件程度
の利用

○ 時間外勤務の状況

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
12時間	13時間	10時間	9時間	10時間	11時間

※ 1人あたりの月平均時間数(管理職を除く)

○ 年次有給休暇の取得状況

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
12.3 日	12.6 日	13.8 日	15.5 日	13.9 日	14.1 日

※ 1人あたりの年間平均取得日数

○ 育児休業等の取得状況（取得率）

※令和7年度実績

男性

育児休業	100%
配偶者出産休暇	91%
育児参加休暇	64%

女性

育児休業	100%
------	------



○ 主な特別休暇（有給）

夏季休暇（7日）、育児時間休暇（子が3歳に達するまで）
産前産後休暇、妊娠通院休暇、配偶者出産休暇、子の看護等休暇
結婚休暇、リフレッシュ休暇、短期介護休暇

○ 地域手当の改定

国基準支給率である12%へ改定
（経過措置：令和8年度11% 令和9年度 未定）

業務に係る主な DX 推進

- 電子決裁システムの導入
- ビジネスチャット・電子申請フォームの導入（LoGo チャット、LoGo フォーム）
- テレワークシステムの活用
- インターネット仮想化システムの導入（自席でネット閲覧可）
- PC サブモニターの導入
- RPA、AI-OCR の導入
- 生成 AI の導入

新庁舎の様子

令和7年5月から、新庁舎での業務を開始しています。

<新庁舎の様子>

<https://www.youtube.com/watch?v=jfCV4kWZpns>（出典：J:COM チャンネル・J:テレ）